

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十五号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「60円」を「3か月」に、「通院費」を「検査請求」に、「決定」を「発給」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。